



OKAYAMA
UNIVERSITY

岡山大学
インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和5年2月
岡 山 大 学

岡山大学インフラ長寿命化計画（行動計画）

目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	2
1. 対象施設	
2. 計画期間	
3. キャンパスマスタープランとの関連性	
III. 目指すべき姿	4
IV. 対象施設の現状と課題	6
1. 老朽化の状況	
(1) 施設	
(2) 電気設備・機械設備	
(3) 基幹設備（ライフライン）	
2. 維持管理の現状と課題	
(1) 点検・診断の実施	
(2) 対策の実施	
(3) 計画的な老朽化対策	
V. 前計画策定時からの環境の変化	13
1. 国の施策の変化	
2. 岡山大学を取り巻く環境の変化	
VI. 中長期的なコストの見通し	15
VII. 必要施策に係る取り組みの方向性	17
1. 点検・診断の実施	
2. 修繕・更新等	
3. 基準類の整備	
4. 情報基盤の整備と活用	
5. 新技術の活用	
6. 予算管理	
7. 体制の整備	
VIII. フォローアップ	19

I. はじめに

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予測される中、インフラの戦略的な維持管理等を推進するため、平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

また、文部科学省では、基本計画を踏まえ、平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「文部科学省の行動計画」という。）を策定しインフラの戦略的な維持管理等を推進している。国立大学法人等においては、基本計画及び文部科学省の行動計画を踏まえ、所有又は管理する施設について、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築し、当該施設の維持管理、長寿命化等に適切に取り組むことが求められている。

このため、本学としても基本計画及び文部科学省の行動計画を踏まえ、本学が所有又は管理する施設の維持管理を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、「岡山大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を平成29年3月に策定し、取組を推進してきた。

これまでの行動計画は、文部科学省の行動計画に示された工程表において、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた令和2年度までを計画期間としていくところであり、このたび、文部科学省の「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年～7年度）」、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）」及び本学を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの行動計画の基本的な考え方は継承しつつ、計画の更新を行い、本学が推し進めるSDGs 大学経営の元、さらなるインフラ長寿命化対策を推進していくものである。

II. 計画の範囲

1. 対象施設

- 本学が管理する施設の用途及び規模は多種多様であるが、本行動計画においては、文部科学省の行動計画を踏まえ、学生、教職員、患者、地域住民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な財政支出の縮減を図る観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる以下の団地の施設を対象とする。（図表 1・2 参照）

【図表 1 主な対象団地】

団地番号	団地名	所在地
001	津島	岡山県岡山市北区津島中一丁目～三丁目
003	鹿田	岡山県岡山市北区鹿田町二丁目5番1号
004	東山(一)	岡山県岡山市中区東山二丁目13番80号
005	倉敷	岡山県倉敷市中央二丁目20番1号
006	三朝	鳥取県東伯郡三朝町山田827
020	平井	岡山県岡山市中区平井三丁目914

上記主要6団地以外（八浜、東山（二）、津高、牛窓、芳賀、沖元）の各団地については、計画が必要な施設について個別に「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」（以下「個別施設計画」という。）に記載する。

【図表 2 主な対象施設・設備区分（個別施設計画記載）】

建築部位	防水	電気設備	照明設備	機械設備	空調設備
	外壁		高圧機器		プレハブ型空調
	内装（トイレ）		変圧機器		エレベーター
	内装（その他）		防災設備		衛生器具
			太陽光設備		換気設備

2. 計画期間

- 計画期間は、令和4年（2022年）から令和43年（2061年）の40年間とし、中期目標期間の6年ごとに見直しを行う。また、文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定等がある場合は、随時適切に見直しを行うこととする。

3. キャンパスマスタープランとの関連性

- 「岡山大学キャンパスマスタープラン」では、本学の戦略やアカデミックプランに基づき、キャンパス像に関する長期的ビジョンを示すものである。一方、本行動計画

は、キャンパスマスタープランの長期的ビジョンを踏まえた上で、学生、教職員、患者、地域住民等の安全・安心を確保するため、本学におけるインフラ長寿命化を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示すものである。

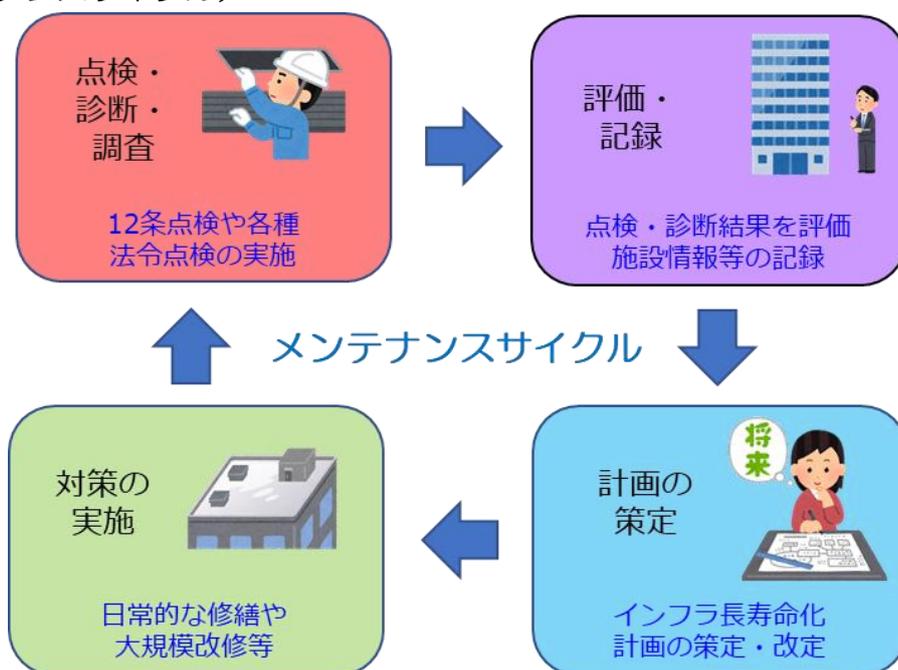
【広域図および主要団地位置図】



Ⅲ. 目指すべき姿

- 本行動計画の対象施設は、後述するように今後急速な老朽化が予想される中、公共施設に求められる機能の確保とともに、国立大学として質の高い安全な教育研究環境の確保も求められる。そのためには、定期的に点検・診断等の調査を行い、その結果を評価・記録し、さらにその結果を踏まえた計画を策定・改定し、計画に基づいた日常的な修繕や大規模改修等の対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築する必要がある。

(メンテナンスサイクル)



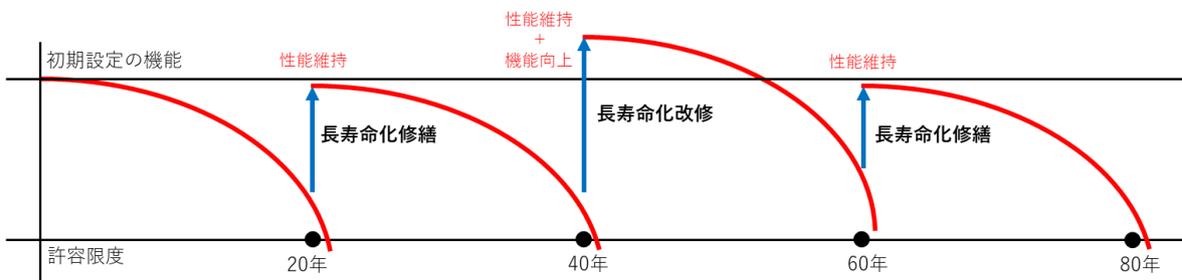
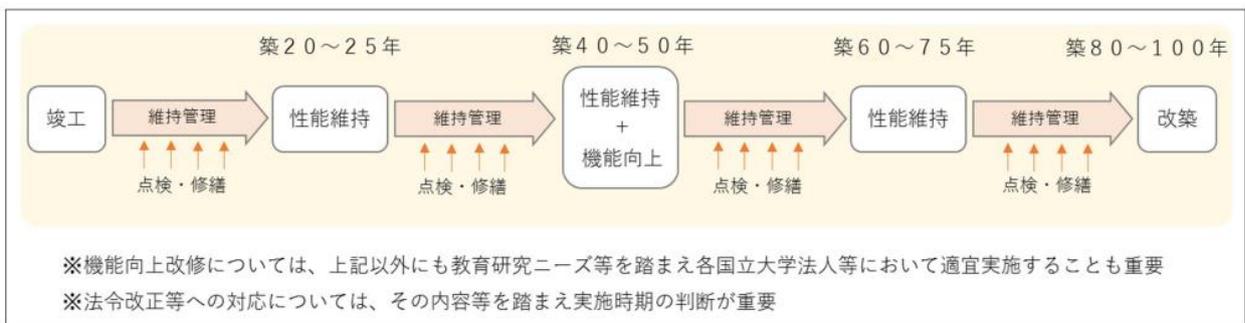
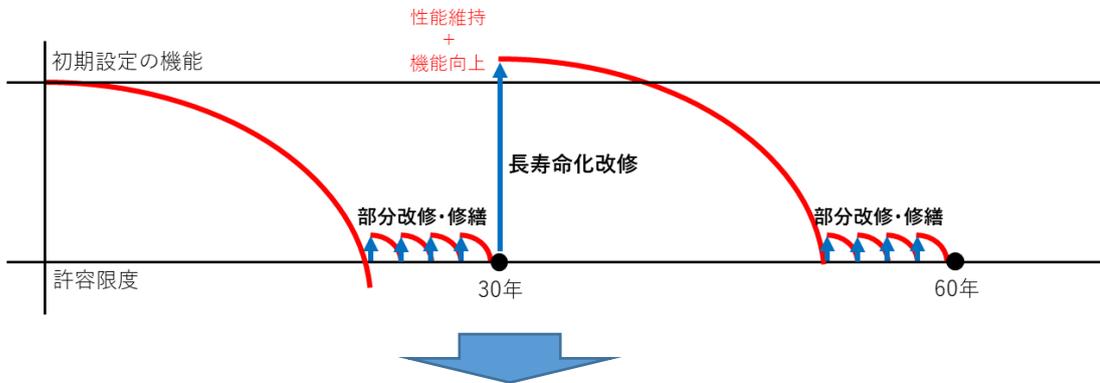
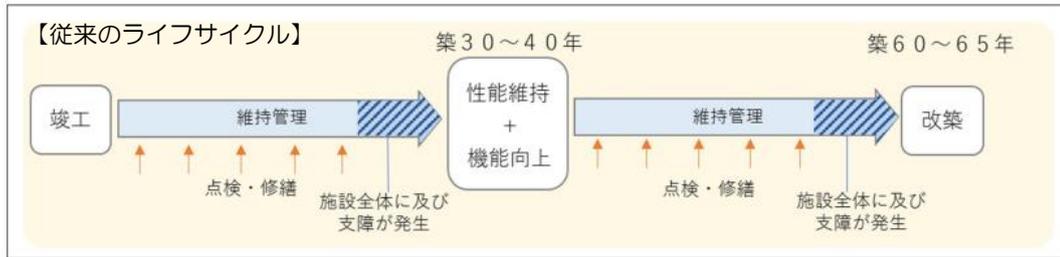
- その際、現下の厳しい財政状況の中でも、対象施設のメンテナンスサイクルを着実に運用していくためには、これまでの改築中心から長寿命化への転換、さらに事後保全から予防保全への転換により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、本行動計画・個別施設計画の策定を通じ、予算の平準化に努めることが重要である。(図表 3 参照)

また、利用実態等の実情や今後の需要等を踏まえ、既存施設の効果的、効率的なストック管理を行うことにも留意すべきである。

- 建物の改修周期については、建物の用途や構造に応じて適切に選定する。鉄筋コンクリート造の場合、適切な維持管理による長寿命化を考慮した目標使用年数を80年とし、築20年経過後に原状回復のための長寿命化修繕を行い、目標使用年数の中間期に機能向上のため長寿命化改修を実施する。その後改築までの期間に再度原状回復のための修繕を行う設定とする。定期的に必要な改修・修繕を実施することで、建物の長寿命化を図る。(図表 3 参照)

- 建物の改修周期は「80年」を基本とするが、個別施設計画においては、用途や構造に応じた複数の建物整備パターンを設定し、建物ごとに適切に選定することで、建物の長寿命化を図っていくこととする。

【図表3 長寿命化に向けた施設の基本的なライフサイクルのイメージ】



※長寿命化修繕：主として施設の性能維持や見た目等のイメージアップを目的とし、施設の各部位の耐用年数に応じて実施する部位別の修繕
 ※長寿命化改修：施設の想定耐用年数の中間期に実施し、施設の性能維持や陳腐化した機能の向上を図るための全面的な改修

(「国立大学法人等施設の長寿命化に向けた基本的な考え方の整理」より引用)

IV. 対象施設の現状と課題

1. 老朽化の状況

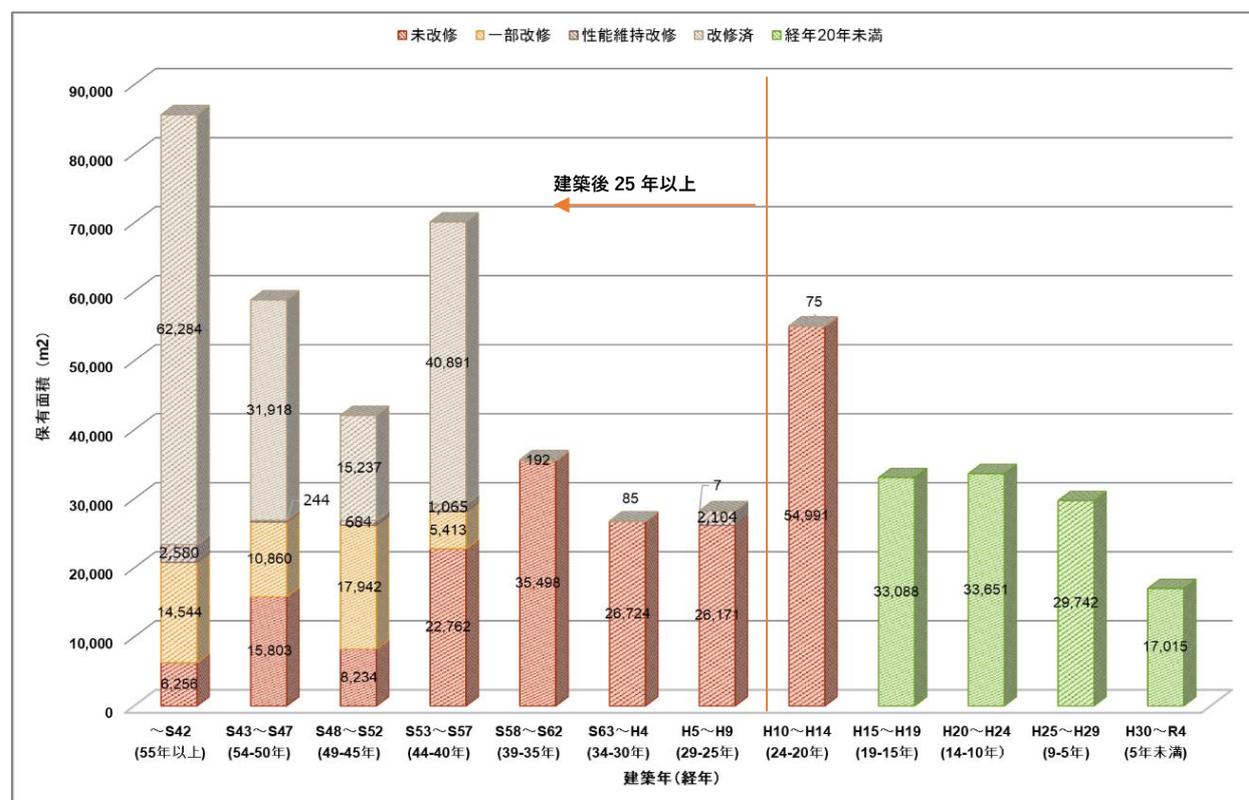
(1) 施設

○ 文部科学省の策定した、平成13年度から4次にわたり「国立大学法人等施設整備5か年計画（以下、「5か年計画」という。）」に基づき、計画的、重点的に整備を推進してきているところであるが、耐震化など安全性の確保については大きく進展した一方で、機能向上や老朽改善については十分に進んでいない状況である。

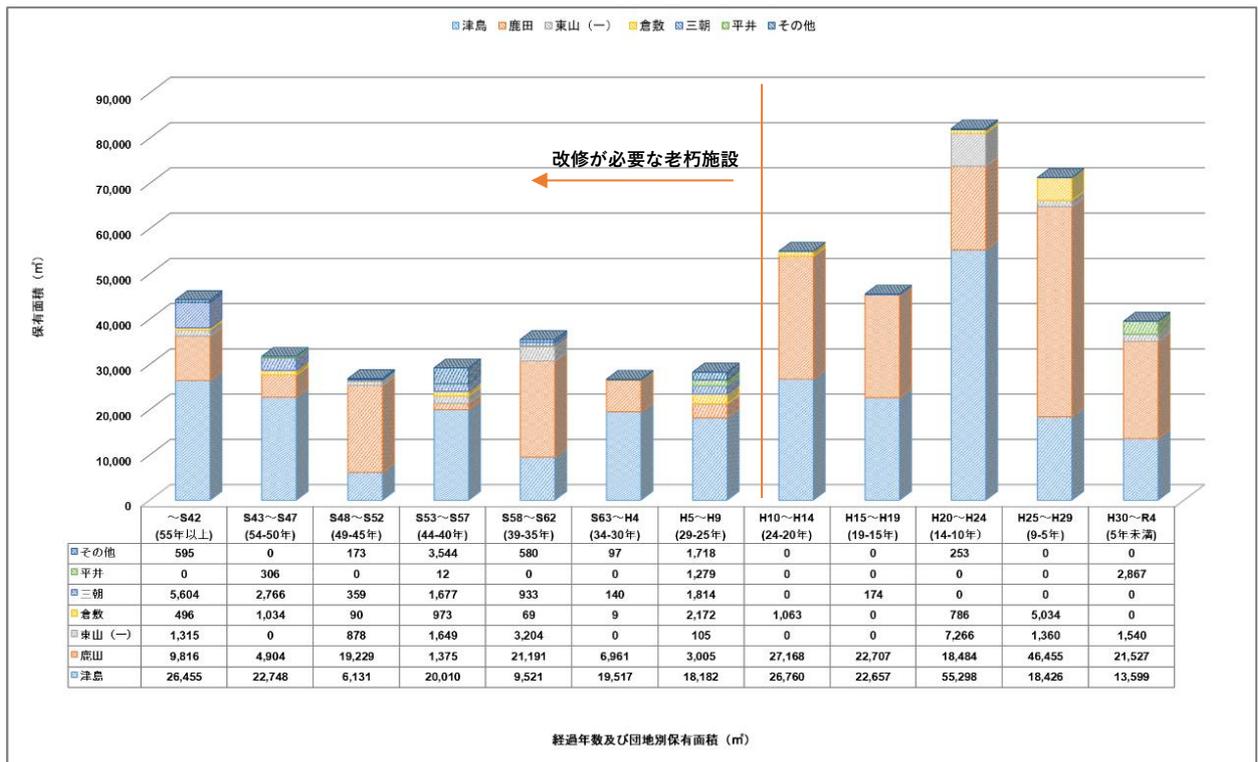
○ 老朽施設の改善需要に関して、本学の管理する施設の全保有面積は約51万6千㎡であり、経年25年以上の施設は約34万7千㎡で全保有面積の67.2%である（令和4年5月1日現在実態報告による）。

そのうち、建築後25年以上未改修（一部改修済み、性能維持改修済みを含む）又は大規模改修後25年以上経過している改修が必要な老朽施設は約19万7千㎡で、全保有面積の38.2%となる。今後改築・改修がなければ、5年後の令和9年度には約25万2千㎡となり48.8%に増加する。その後も経年で増加傾向となるため、計画的な修繕や適切な老朽化対策が必要である。（図表4・5参照）

【図表4 岡山大学の施設の保有状況】



【図表5 建築又は改修後の経過年数別保有面積】



【改修が必要な老朽施設 (外壁)】



外壁面のひび割れ、及び窓枠の腐食と開閉不良

【改修が必要な老朽施設 (防水)】



広範囲にひび割れ、変質 (摩耗)、排水不良が見られる

(2) 電気設備・機械設備

- 電気設備・機械設備とも法定耐用年数や点検結果に基づき計画的に機器の更新を行うことが望ましいが、建物の大規模改修に合わせて機器の更新を行うことが大半である。改修工事が行われるまでの機器の故障に伴う修繕費が多額になることもあり、計画的な予防保全の更新や適切な維持管理を行うことが必要である。(図表6参照)

【図表6 法定耐用年数・期待耐用年数】

名称	仕様	法定耐用年数	更新周期
照明設備		15	15~25
高圧機器	屋内仕様	15	20~50
変圧機器		15	20~50
防災設備	防災盤、放送設備	8	15~25
太陽光設備	パソコン	15	15~25
直流電源設備		15	15~25
電話交換機		6	10~20
分電盤		15	40~50
ケーブル類		15	40~50
空調設備		15	15~25
プレハブ型空調		15	15~25
エレベーター	取替またはリニューアル	17	20~30
衛生器具		15	20~30
換気設備		15	15~25
ポンプ類	消火、給水、排水ポンプ等	15	15~25
受水槽		15	40~50
配管ダクト類		15	40~50

【老朽化した電気設備】



安全性が低い盤内のナイフスイッチ（開閉器）

【老朽化した空調設備】

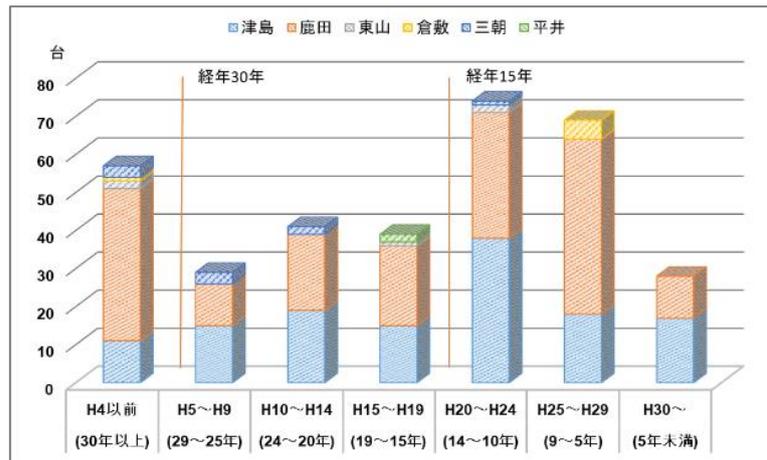


錆が進行している屋上の空調室外機

① 電気設備

- 電気設備については、電気事業法及び岡山大学自家用電気工作物保安規定に基づき定期的な保守点検を実施している。受変電設備等においては、点検が予防保全につながっており、受変電機器及び高圧ケーブルの劣化状況を把握し、優先順位をつけて、緊急性の高いものから修繕等を実施しているが、一部の老朽設備しか対応できておらず、全体を見据えた計画的な更新及び適切な維持管理を行うことが必要である。(図表7参照)

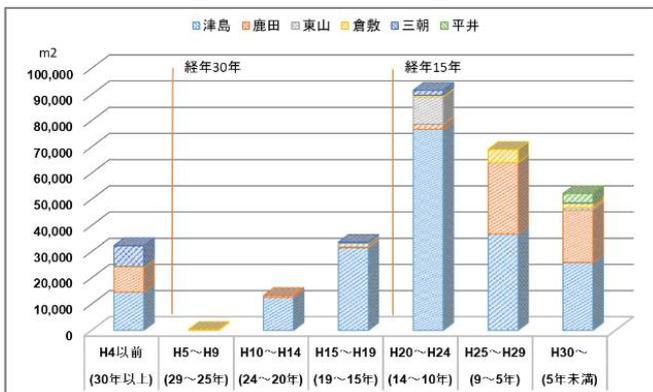
【図表7 設備老朽化状況（変圧器）】



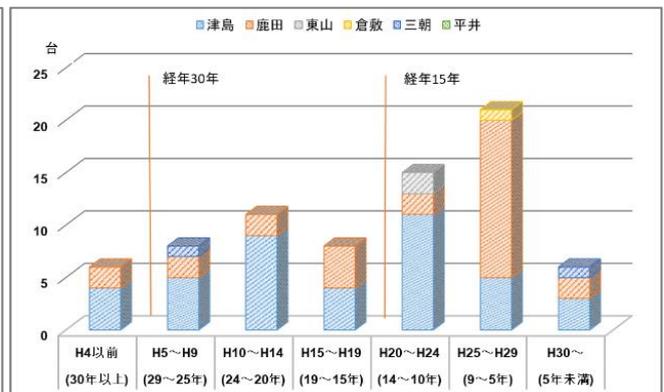
② 機械設備

- 空調設備については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき、四半期ごとの簡易点検を実施することにより、空調機の老朽具合が把握できるようになったが、故障による緊急対応が主となっており、今後は計画的な更新が必要である。
- 昇降機設備については、経年による補修部品の供給停止や戸開走行保護装置の設置促進に対して、今後計画的な改造又は更新を行うことが必要である。
- その他、給排水消火用のポンプ類や換気用送風機等についても、経年劣化に起因する故障に対する緊急対応となっている。今後計画的な修繕・更新を行うことが必要である。（図表8・9参照）

【図表8 設備老朽化状況（団地別空調設備）】



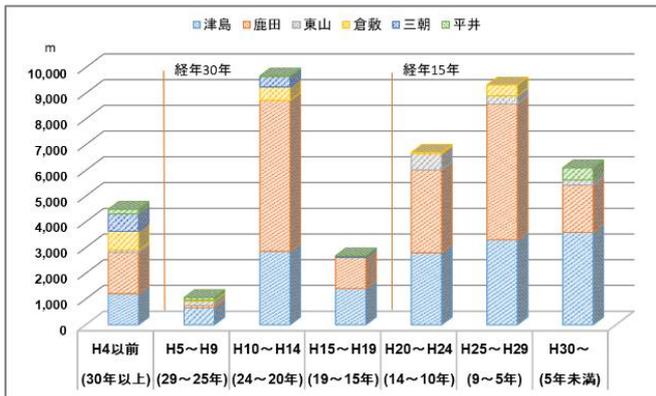
【図表9 設備老朽化状況（エレベーター・エスカレーター）】



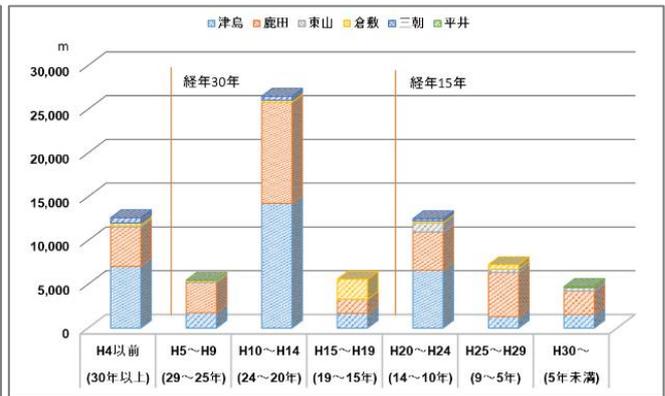
(3) 基幹設備（ライフライン）

- 基幹設備（ライフライン）については、計画的な整備を実施してきていることにより、法定耐用年数の2倍を超えているものの割合は低くなってきているが、法定耐用年数の2倍である経年30年を超えているものについては、老朽化が原因による故障や事故が発生することが考えられるため、教育研究活動への支障が懸念される。今後も計画的な更新や適切な維持管理を行っていく必要がある。（図表10～14参照）

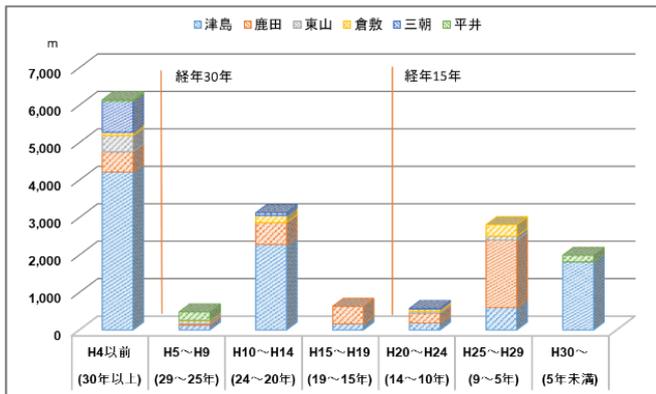
【図表10 設備老朽化状況（屋外電力線）】



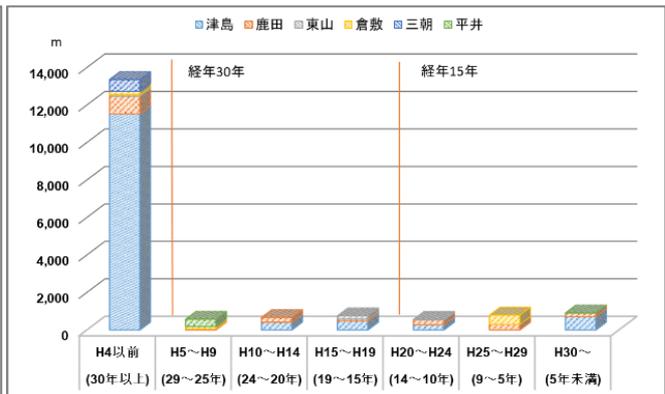
【図表11 設備老朽化状況（屋外通信線）】



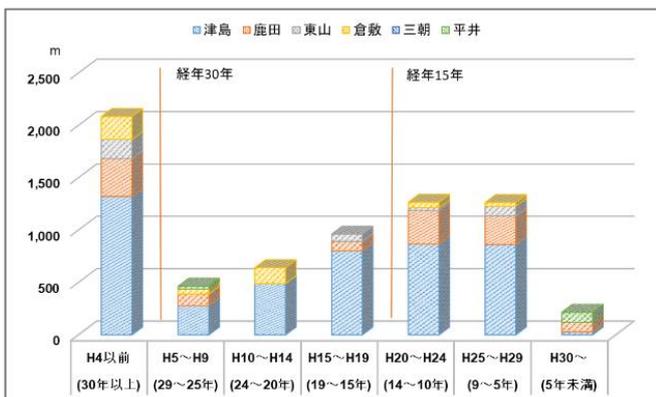
【図表12 設備老朽化状況（屋外給水管）】



【図表13 設備老朽化状況（屋外排水管）】



【図表14 設備老朽化状況（屋外ガス管）】



【老朽化した給水配管内部状況】



2. 維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施

- 建築物の維持管理については、建築基準法において、全ての建築物の所有者等による建築物の適切な維持管理について規定されているとともに、同法第12条及び関連法令等において、建築物の用途や規模等により定期点検等（以下「12条点検」という。）が義務付けられている。
- 本学においては、法令等による各種の点検を実施してきたが、平成16年の法人化に伴い、病院施設の12条点検が義務付けられ、その結果を特定行政庁へ報告することが必要となった。（図表15参照）
- 施設の長寿命化を着実に進めていくためにも、今後も引き続き法令等による点検を適切に実施していくとともに、12条点検が義務付けられていない施設についてもその点検内容を踏まえ、施設の維持管理を継続的に実施することが必要である。
- 電気設備・機械設備・基幹設備（ライフライン）の長寿命化を着実に進めていくためには、電気事業法・自家用電気工作物保安規定・消防法・水道法等の各種法律や学内規則等に基づき実施した点検内容を踏まえ、維持管理を着実に実施することが継続的に必要である。

【図表15 法令等による点検】

項目	法律	学内規則
建築物全般	建築基準法第12条1項	
建築設備全般	建築基準法第12条3項 Iボイラの使用の合理化に関する法律第75条	
昇降機設備	建築基準法第12条3項	
変電設備	電気事業法第42条	岡山大学自家用電気工作物保安規程
発電設備	電気事業法第42条	岡山大学自家用電気工作物保安規程
防災設備	電気事業法第42条 消防法第17条第3項	
空調設備	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ボイラ及び圧力容器安全規則第38条	
給水設備	水道法施行規則第55条	
排水設備	下水道法第12条	岡山大学水質管理規定
給湯設備	ボイラ及び圧力容器安全規則第38条	
ガス設備	ガス事業法	
医療ガス設備	高圧ガス保安法第27条	岡山大学病院高圧ガス製造施設危害予防規定

(2) 対策の実施

- 施設に対する定期的な点検・診断の結果を踏まえ、日常的な修繕・改修等の対策をこれまでも実施してきたが、今後は現在義務付けされていない施設についても12条点検と同等の点検を進め、維持管理に生かしていくなど、教育研究や財務等の戦略との整合を図りながら、より計画的・戦略的に実施していくことにより、施設の安全性を確保するとともに、維持管理等に係る中長期的なトータルコストを抑制し、長寿命化を図っていくことが課題である。

- さらに、経年による施設の機能陳腐化などにより、教育研究活動の高度化・多様化、国際競争力の強化、産学官連携の推進などの教育研究上の取組に支障が生じていないか、また、ICT、バリアフリー、省エネルギー、ダイバーシティへの配慮及びポストコロナの「新たな日常」への対応など、社会的要請に対応できているかなどを適時に確認し、機能向上を図っていく。

(3) 計画的な老朽化対策

- 文部科学省においては、令和3年3月31日に第5次5か年計画を策定し、今後の国立大学法人等の施設については、「イノベーション・commons（共創拠点）」へと転換するとともに、既に保有している大量の老朽施設について、「戦略的リノベーション」を中心とした老朽改善整備による長寿命化への転換を最重要課題として取り組むことを求めているところであり、本学においてもこれを推進していく必要がある。
- 本学の施設については、これまでも維持管理等を実施してきたが、施設整備をめぐる財政状況が厳しい中、将来にわたって安定的に整備充実を図っていくため、既存施設を、最大限有効活用を図りつつ、計画的な維持管理等の対策を進めていくことが課題である。

また、老朽化が進行している基幹設備（ライフライン）については、未然に事故を防止し、研究機能等を確保していくことが課題である。
- 施設を効果的・効率的に施設整備や維持管理を行うためには、従来のライフサイクルから長寿命化のライフサイクルへ転換することにより、既存施設を最大限活用し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図っていくことが課題である。

また、厳しい財政状況の中、整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用していくことも課題である。
- 計画的な老朽化対策には、本行動計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の継続的な見直しと更新が必要である。

また、個別施設計画において、対策内容の再検討、老朽度、必要性を考慮した上で減築等も視野に入れた計画も必要である。

V. 前計画策定時からの環境の変化

1. 国の施策の変化

- 令和3年12月23日の経済財政諮問会議において決定された「新経済・財政再生計画改革工程表2021」では、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指すことを政策目標として掲げている。
- 令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプランに基づき、取組を抜本的に強化すること、さらには新技術の導入促進等による予防保全型メンテナンスへの転換や高度化・効率化、集約・再編等を通じた公的ストック適正化を推進するとともに、適切な維持管理の観点から、財源対策等について検討を行うこととされている。
- 令和4年6月3日の民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFI推進アクションプラン」(令和4年改定版)では、学校等のキャッシュフローを生み出しにくい施設にも積極的にPPP/PFIを導入していくことを求めている。
- 令和2年10月、政府は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を目指すこととした。令和3年5月成立の改正地球温暖化対策推進法において新設された基本理念規程にもその旨が明記された。
令和3年4月、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2050年目標と統合的な野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが宣言された。

2. 岡山大学を取り巻く環境の変化

- 令和4年からの第4期中期目標期間に向けては、「ありたい未来を共に育み、共に創る研究大学」という「岡山大学ビジョン3.0」を新たに策定した。研究大学としてSDGs大学経営を一層加速させ、地域と地球の「ありたい未来」を共創していくこととしている。
- SDGs 研究推進大学である岡山大学は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指して、学長のもとカーボンニュートラル戦略本部を令和4年4月に設置し、脱炭素社会の実現に向けた本学の取組を戦略的に推進してきている。令和3年3月に策定し、令和4年9月に改正された「国立大学法人岡山大学における地球温暖化対策

に関する実施基本計画」では、本学から排出するエネルギー起源の二酸化炭素の総排出量を2013年度を基準として、2030年度までに51%削減することを目標としており、この達成に向けて温暖化効果ガスの排出抑制に努めることとしている。

- 産学官で「共育共創」の学びのフィールドを構築し、脱炭素社会・地域循環共生圏・地域共創の実現を目地して新たな教育研究を展開していくこととしている。

VI. 中長期的なコストの見通し

- 本学の施設の保有面積約51万6千㎡のうち、経年25年以上の施設は約34万7千㎡（67.2%）、改修が必要な老朽施設は約19万7千㎡（38.2%）、改修済みの施設が約15万0千㎡（29.0%）となっている。

また、老朽化したライフライン（経年25年経過）においては、給水管6.6km、排水管13.9km、ガス配管2.5km、電力配線5.5km、通信配線18.1kmがあり、これらを順次更新していくためには莫大な費用を要するため、メンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが求められている。

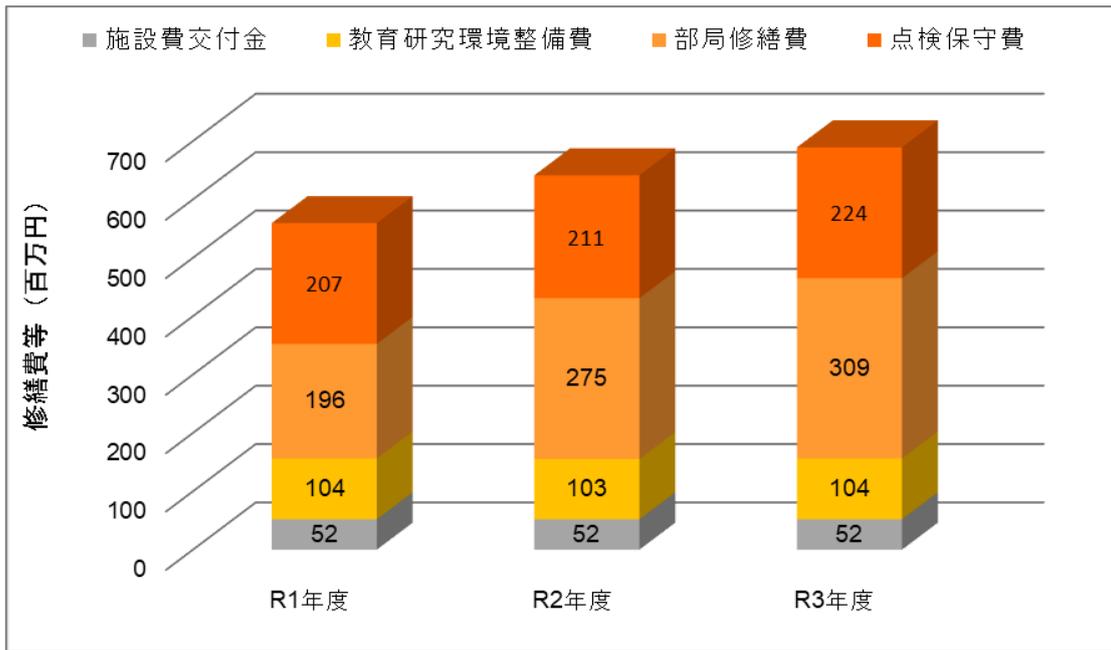
- 施設整備に係るコストの算出については、文部科学省の「国立大学法人等施設整備5か年計画」の試算単価や本学の実績により試算した場合、中長期的なコストの見通しとしては、今後20年間における大規模改修・改築コスト（全ての建物を改修周期の基本パターンである80年に当てはめてコストを試算）、修繕費、点検保守費、ライフライン改修・更新コストを試算すると、年間約51億円必要となる。（図表16参照）

【図表16 コスト試算単価】

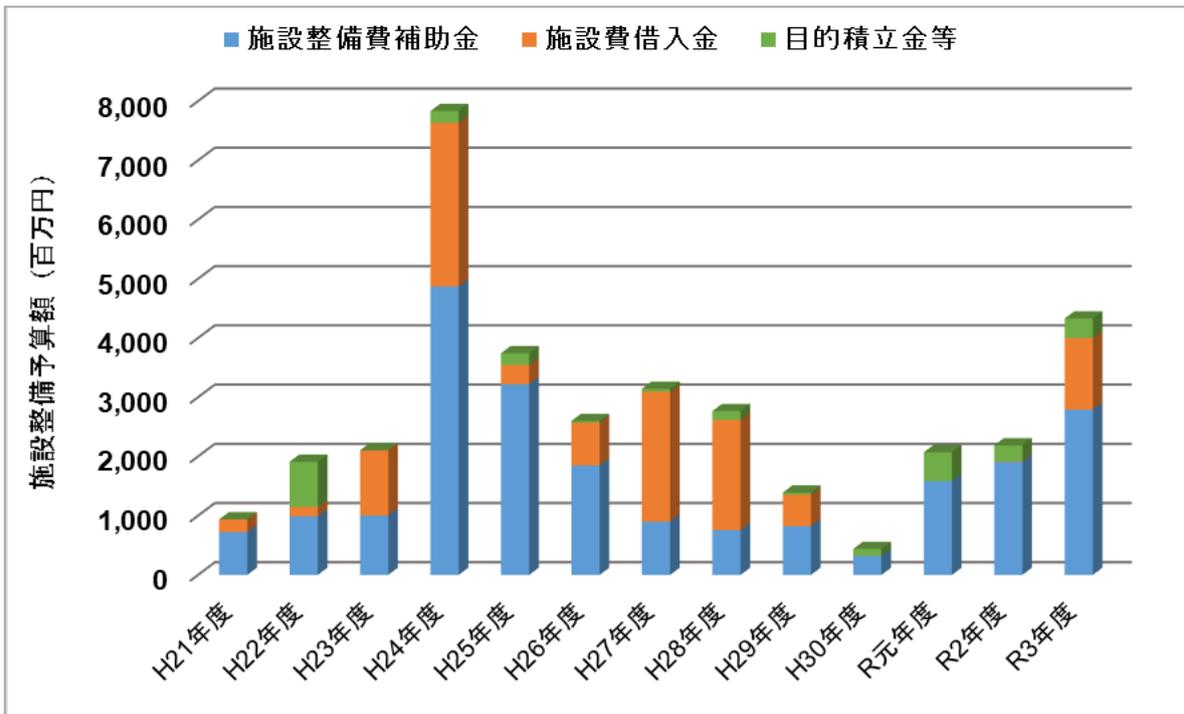
		整備内容	改修等周期	単価 (千円/㎡)	単価根拠
新 築		・新増築	新増築時	340	国立大学法人等施設整備5か年計画試算単価による。
大規模改修 ・改築コスト	改築（再整備）	・既存建物とりこわし ・新増築	80年 (目標使用年数)	380	（“令和2年12月次期国立大学法人等施設整備計画策定に向けた最終報告”参照）
	長寿命化改修 (機能向上)	機能向上 ・コンクリートの中性化対策 ・鉄筋の腐食対策 ・耐久性に優れた仕上げへの取替 ・多様な形態への対応	40年 (目標使用年数の1/2)	204	新築の6割程度の改修 新築単価×改修比率（60%）
	大規模改造 (原状回復等)	予防保全的な改修 ・外壁、内装等の部分改修 ・断熱化等のエコ改修 ・トイレ改修 ・空調設備、防水の全面的な改修	20年 (目標使用年数の1/4)	102	新築の3割程度の改修 新築単価×改修比率（30%）
修 繕 費		・修理、劣化防止	毎年	0.84	令和3年度実績
点検保守費		・エレベーター ・電気工作物 ・水道施設管理 ・消防設備保守点検等	毎年	0.46	令和3年度実績
ライフライン改修・更新コスト		・老朽化したライフラインの改修、更新	25～35年 (経年25年以上)	---	国立大学法人等施設整備費等 要求単価による。

- 一方、本学が令和元～3年度に実施した修繕等に係る費用は年間約6億円（図表17参照）、施設整備費補助金、施設費借入金、目的積立金等を活用した施設整備実績額の平均は年間約30億円（図表18参照）であり、インフラ関連経費として年間約36億円である。

【図表17 過去3年の修繕費等(実績額)の推移】



【図表18 岡山大学施設整備実績額の推移】



- 中長期的なコストの見通しとして、概算で年間約15億円が不足する見込みであり、加えて今後は施設費交付金もなくなるため、一層予算が不足していく懸念がある。
 本行動計画に基づき、個別施設計画において、中長期的な維持管理のトータルコストを精査した計画を策定し、予算確保と施設整備費の平準化に努めるとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減を図っていく必要がある。

Ⅶ. 必要施策に係る取り組みの方向性

1. 点検・診断の実施

- 本学は、多数の学生・教職員等が集まり、津島・鹿田キャンパスにおいては広域避難場所として指定されるなど、地域社会での重要な役割を担っているため、良好な状態の保全に率先して取り組むことが期待されていることから、12条点検等の着実な実施を行い、その結果に基づき適切な対策を実施する。

また、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない施設についても、各施設・設備が有する機能等に応じ、経年劣化等を把握するために定期的な点検・診断を引き続き実施する。

電気事業法・自家用電気工作物保安規定・消防法・水道法等の各種法律や学内規則等に基づく定期点検についても、引き続き着実な実施を行い、その結果に基づき適切な対策を実施する。

2. 修繕・更新等

- 修繕・更新等に当たっては、対象施設の点検等を着実に進め、点検から修繕・更新に至るメンテナンスサイクルを構築する必要があるため、計画や実施体制については、必要に応じた見直しや追加を行う。

- 点検・診断・施設パトロール等に基づき優先順位を決め、個別施設計画に反映する。
- 法定点検等による指摘事項については、修繕・更新を早急に行い施設・設備の安全性を確保する。
- 優先順位の低いものについても状況把握を行い、次回点検時の資料とする。
- 修繕・更新計画については、防災機能の強化やメンテナンス性の向上、長寿命化を図る製品の選定、コストの縮減を踏まえた計画とする。

3. 基準類の整備

- 点検・診断を実施するために求められる基準類を整理し、点検及び修繕計画を策定する。

また、故障・修繕履歴等の記録を蓄積するとともに、各施設・設備の更新時期の判断に用いる耐用年数については、劣化度や、設置環境等により大きな差異が生じるため、設置箇所、設備ごとに総合的な診断ができるよう基準の整備を進める。

4. 情報基盤の整備と活用

- 情報の一元管理・共有化を図るため、紙媒体各種データの電子化を行い様々なフォーマットのデータに関しては、データを一元管理できるようにして情報基盤の整備と

情報の共有化を図る。

また、建物整備履歴、設備等の保全・修繕履歴を集約し、データベースを構築し、部位・用途に合った個別施設計画改定のための基礎資料に活用する。

5. 新技術の活用

- 新技術の活用に関しては、十分な検討を行い、新技術活用システム（NETIS）登録技術や建設技術審査証明事業（技術分野別）取得工法の活用を図るなど、採用できるものは積極的に導入する。

6. 予算管理

- 維持管理・修繕等に係る予算の平準化を図るため、点検・診断の結果を基に施設ごとに対策費用や対応の緊急性を検討する。また、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施していく。今後、個別施設計画に基づく適切な維持管理を実現するためには、対策費用算定の精度向上と予算確保・執行の平準化を図る。
- 大学の予算が厳しい状況の中、長寿命化を進めていくためには、多様な財源の確保や機器等の更新において、省エネ機器を積極的に導入することで削減できた光熱費を施設整備に充てるなどの仕組みを構築する。
- スペースマネジメントを行い、施設の有効利用の観点から減築も視野に入れたリノベーションを計画するなどして、維持管理コストの縮減を図る。

7. 体制の整備

- 長期的視点に立った整備計画の策定を目的として「キャンパス将来構想検討委員会」が設置されており、今後適切な評価や手続きに基づく事業採択を実施するため、施設整備専門部会を設置している。また、施設企画部内において個別施設計画の精査に向けてWGを設置するなど、体制の強化を図る。
- 各施設には管理者を設置し、施設の維持保全に関する体制の強化を図る。

VIII. フォローアップ

- 本行動計画の取組を着実なものとし、継続・発展させるため、特に、VII.「必要施策に係る取り組みの方向性」の取組（点検・診断や基準の整備、個別施設計画の精査等）の進捗状況等についてフォローアップを実施し、必要に応じて計画の更新を行う。